

3.2.2. 計画の策定状況

(1) スポーツ政策に係る計画策定の有無

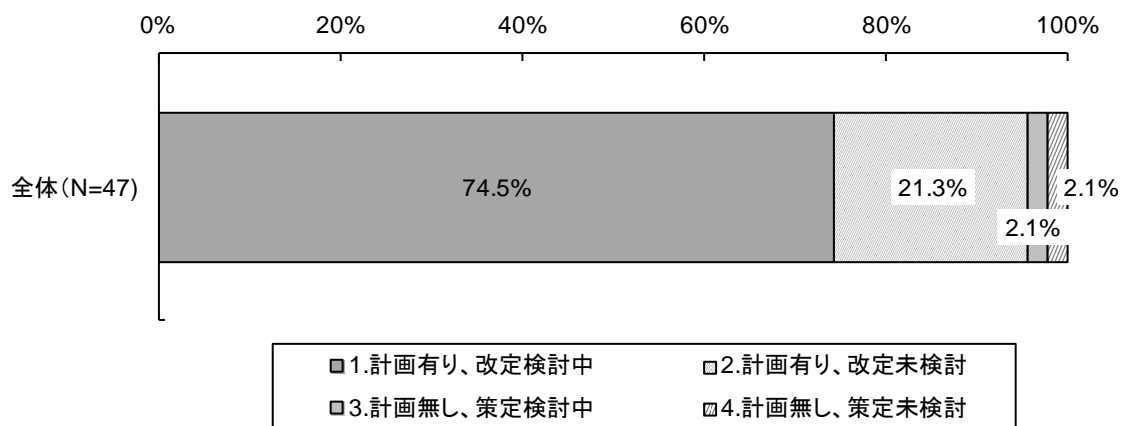
(ア) スポーツ政策に係る計画の策定状況

① 都道府県

(I) 全体

都道府県においては、スポーツ政策に係る計画を策定している都道府県が95.7%である（「1.計画有り、改定検討中」74.5%、「2.計画有り、改定未検討」21.3%）

図表 158：都道府県におけるスポーツ政策に係る計画の策定状況（全体）

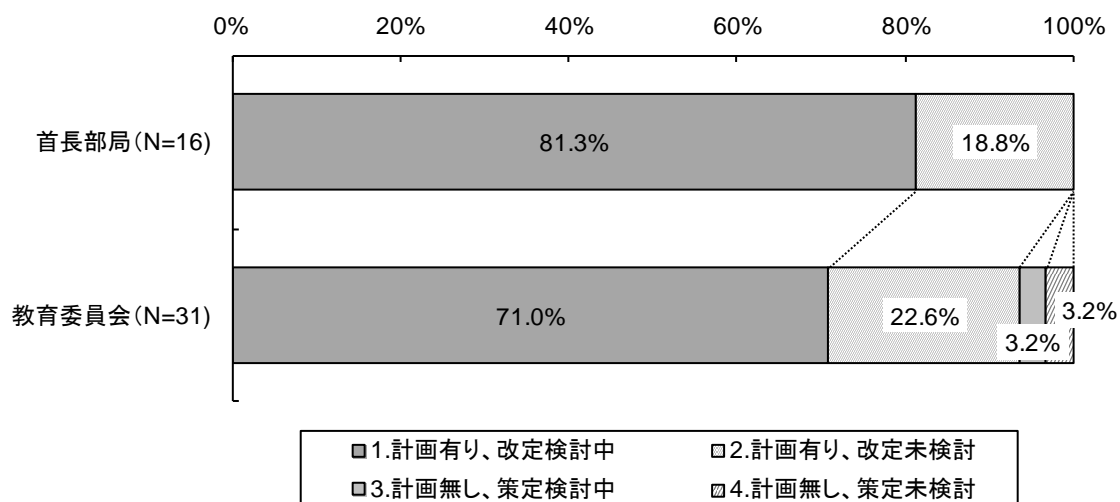


(Ⅱ) スポーツ政策の主管部局別

スポーツ政策に係る計画の策定状況を主管部局別にみると、「首長部局主管都道府県」は全て、スポーツ政策に係る計画を既に有している。計画の改定については、「1.計画有り、改定検討中」の割合は81.3%、「2.計画有り、改定未検討」の割合は18.8%である。

「教育委員会主管都道府県」については、計画を策定している割合が93.5%（1.「計画有り、改定検討中」71.0%、「2.計画有り、改定未検討」22.6%）である。一方、現時点でスポーツ政策に係る計画を策定していない都道府県は6.5%（「3.計画無し、策定検討中」3.2%、「4.計画無し、策定未検討」3.2%）である。

図表 159：都道府県におけるスポーツ政策に係る計画の策定状況（主管部局別）



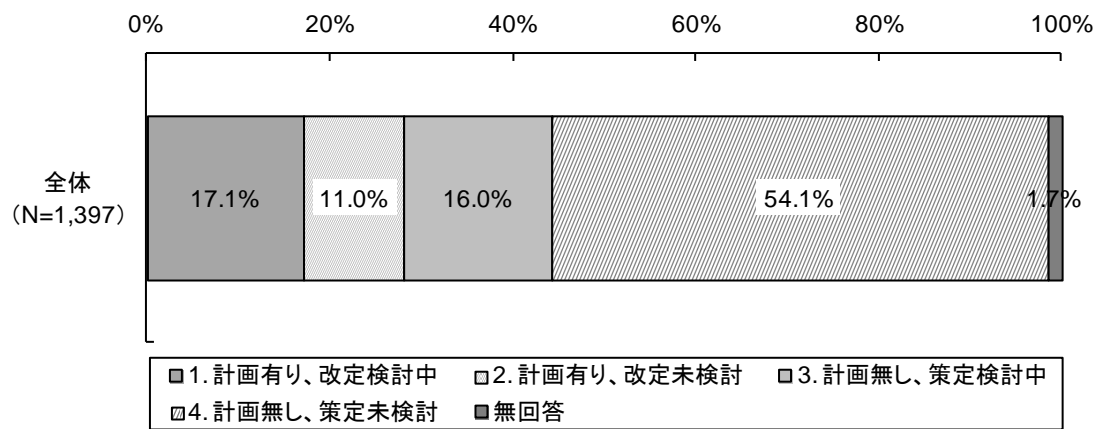
② 市区町村

(i) 全体

市区町村においては、スポーツ政策に係る計画を策定している市区町村が28.1%である（「1.計画有り、改定検討中」17.1%、「2.計画有り、改定未検討」11.0%）

54.1%の市区町村は「4. 計画は無し、策定未検討」である。

図表 160：市区町村におけるスポーツ政策に係る計画の策定状況（全体）

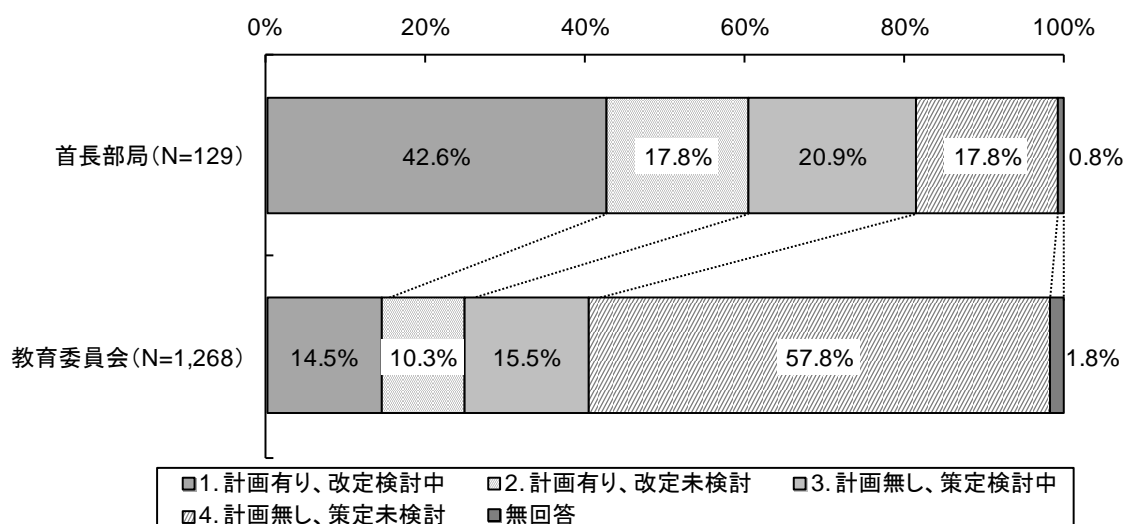


(ii) スポーツ政策の主管部局別

スポーツ政策に係る計画の策定状況を主管部局別にみると、「首長部局主管市区町村」のうち 42.6%は「1.計画有り、改定検討中」、17.8%は「2.計画有り、改定未検討」である。「3.計画無し、策定検討中」は 20.9%、「4.計画無し、策定検討中」は 17.8%である。

「教育委員会主管市区町村」のうち 14.5%は「1.計画有り、改定検討中」、10.3%は「2.計画有り、改定未検討」である。「3.計画無し、策定検討中」は 15.5%、「4.計画無し、策定検討中」は 57.8%である。

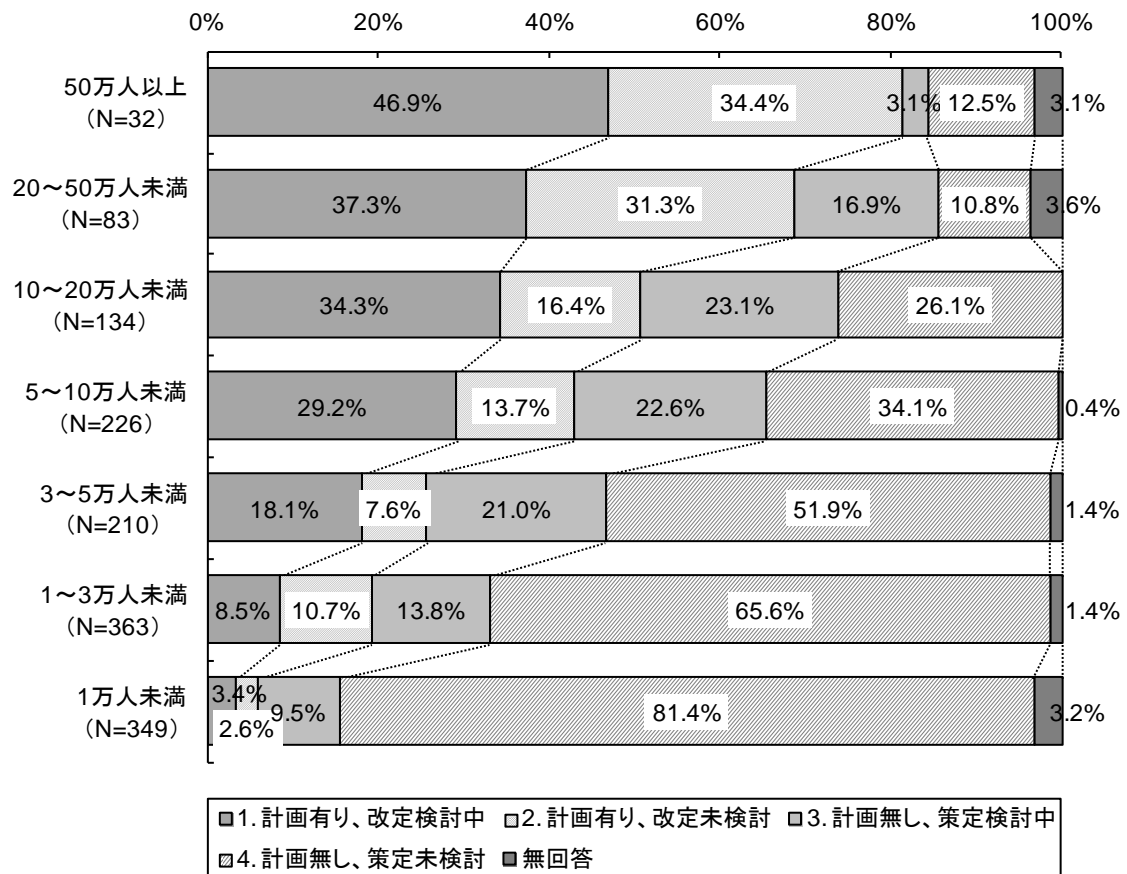
図表 161：市区町村におけるスポーツ政策に係る計画の策定状況（主管部局別）



(iii) 人口規模別

スポーツ政策に係る計画の策定状況を人口規模別にみると、市区町村においては、人口規模が大きくなるほどスポーツ政策に係る計画を策定している割合が大きくなる傾向が見られる。具体的には、人口規模が「50万人以上」では81.3%（「1.計画有り、改定検討中」46.9%、「2.計画有り、改定未検討」34.4%）、「20～50万人未満」では68.7%（「1.計画有り、改定検討中」37.3%、「2.計画有り、改定未検討」31.3%）が既に計画を有しているのに対し、「1～3万人未満」では19.3%（「1.計画有り、改定検討中」8.5%、「2.計画有り、改定未検討」10.7%）、「1万人未満」では6.0%（「1.計画有り、改定検討中」3.4%、「2.計画有り、改定未検討」2.6%）である。

図表 162：市区町村におけるスポーツ政策に係る計画の策定状況（人口規模別）



(イ) スポーツ政策に係る計画は策定していないが、スポーツ政策について「目標や事業内容、実施主体、実施期間等」が記載されている計画の有無

① 都道府県

(I) 全体

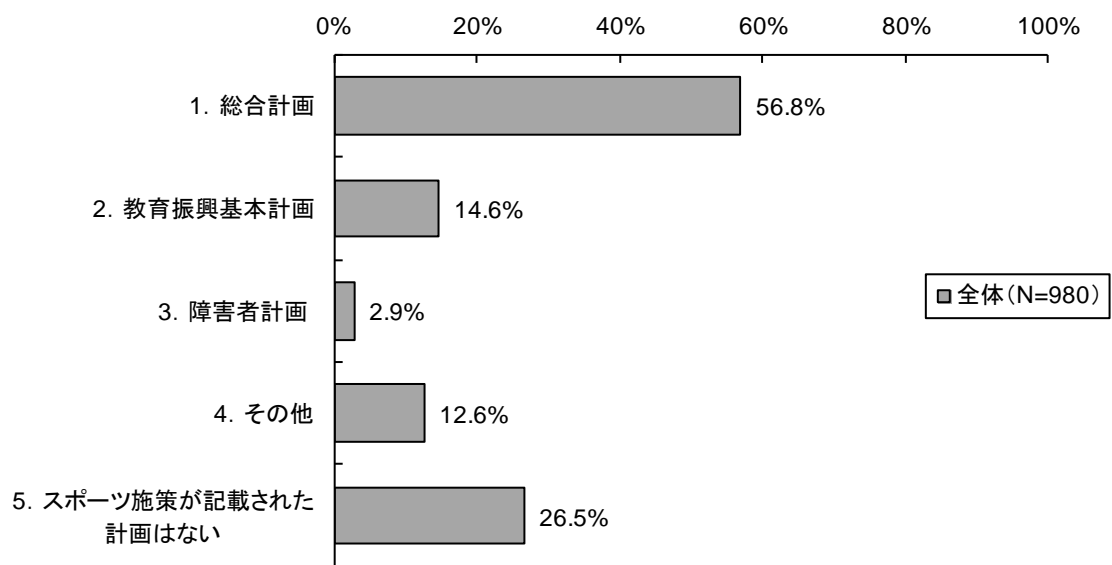
先述の 3.2.2. (1) ①で示したとおり、「教育委員会主管都道府県」では「計画無し、策定未検討」は 3.2% (1 件) であった。なお当該都道府県においては、総合計画中にスポーツ政策に係る取組みが記述されている。

② 市区町村

(i) 全体

スポーツ政策に係る計画を有していない市区町村のうち、スポーツ施策に関する内容を「1.総合計画」に含んでいる市区町村の割合が最も大きく、56.8%である。

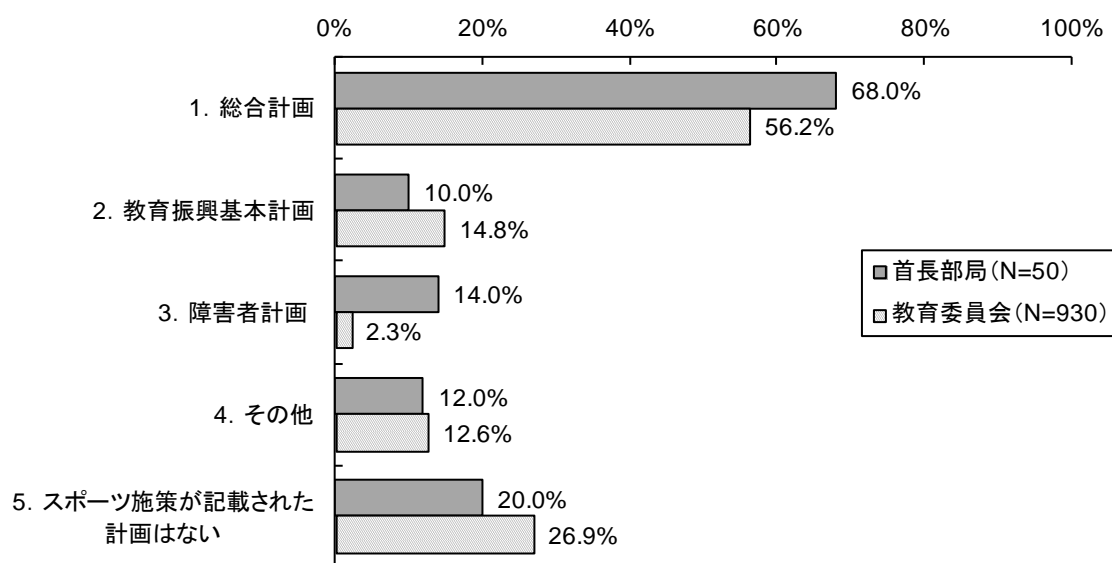
図表 163：市区町村においてスポーツ施策に関する内容が記載されている計画
(全体) (複数回答)



(ii) スポーツ政策の主管部局別

スポーツ政策に係る計画を有していない市区町村を主管部局別にみると、「首長部局主管市区町村」の68.0%は「1.総合計画」にスポーツ施策に関する内容が記載されている。また「教育委員会主管市区町村」の56.2%は「1.総合計画」にスポーツ施策に関する内容が記載されている。

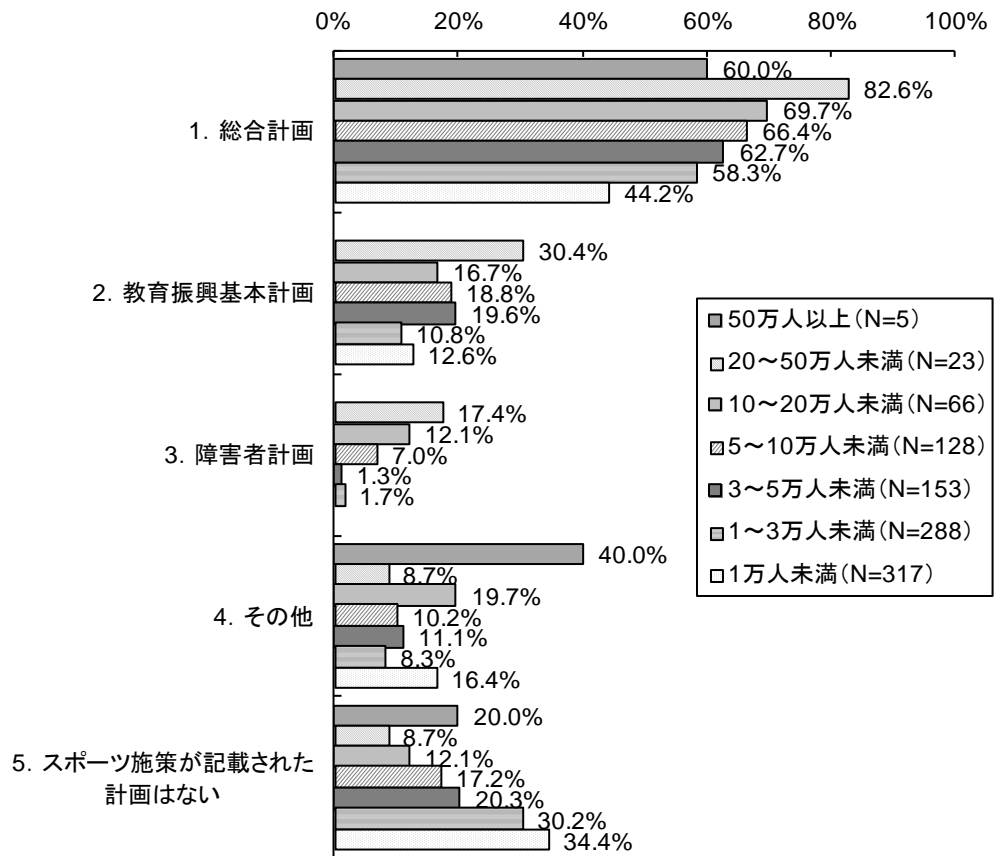
図表 164：市区町村においてスポーツ施策に関する内容が記載されている計画
(主管部局別) (複数回答)



(iii) 人口規模別

スポーツ政策に係る計画を有していない市区町村を人口規模別にみると、どの規模においても「1.総合計画」にスポーツ施策に関する内容が記載されているという割合が最も大きくなっている。

図表 165：市区町村においてスポーツ施策に関する内容が記載されている計画
(人口規模別) (複数回答)



(2) 計画策定の前提

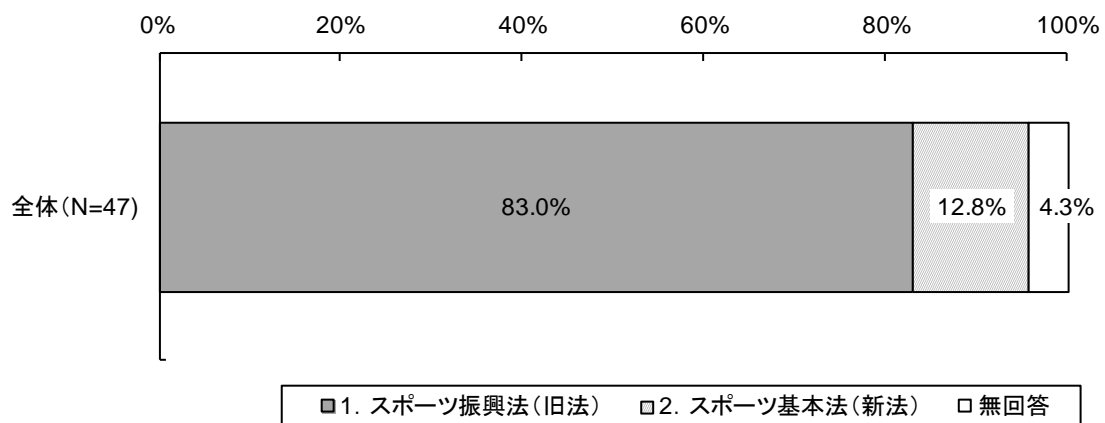
(ア) 国の方針に基づくスポーツ政策に係る計画の策定状況

① 都道府県

(I) 全体

スポーツ政策に係る計画を有している都道府県においては、「1.スポーツ振興法（旧法）」に基づく計画が 83.0%、「2.スポーツ基本法（新法）」に基づく計画が 12.8%である。

図表 166：都道府県におけるスポーツ政策に係る計画が基づいている法律（全体）

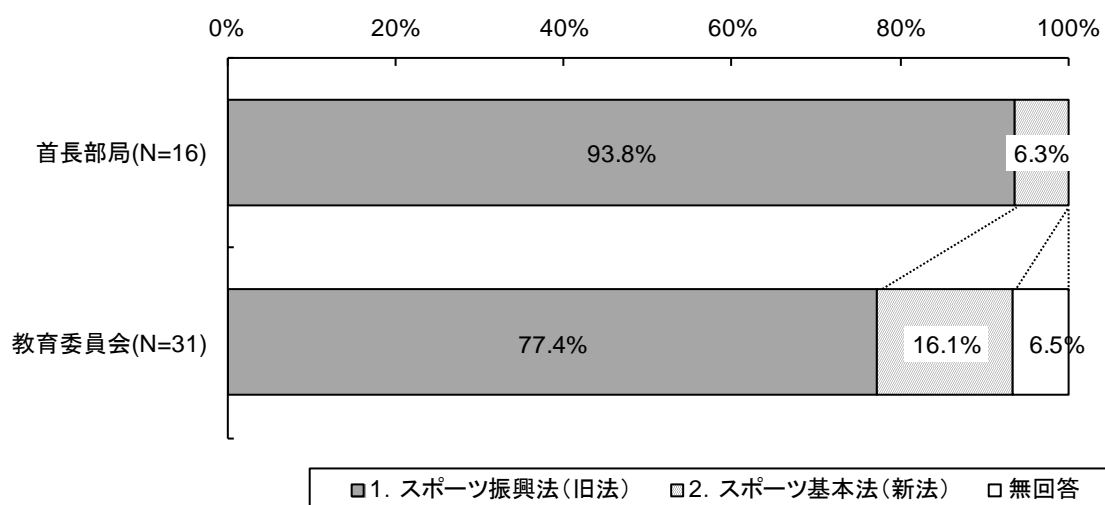


(Ⅱ) スポーツ政策の主管部局別

スポーツ政策に係る計画を有している都道府県を主管部局別にみると、「首長部局主管都道府県」においては、「1.スポーツ振興法（旧法）」に基づく計画が93.8%、「2.スポーツ基本法（新法）」に基づく計画が6.3%である。

「教育委員会主管都道府県」においては、「1.スポーツ振興法（旧法）」に基づく計画が77.4%、「2.スポーツ基本法（新法）」に基づく計画は16.1%である。

図表 167：都道府県におけるスポーツ政策に係る計画に基づいている法律（主管部局別）

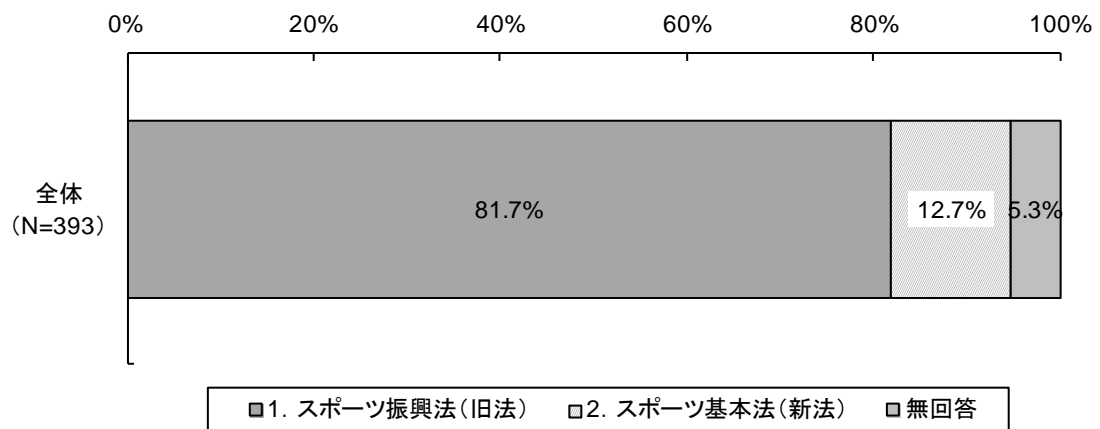


② 市区町村

(i) 全体

スポーツ政策に係る計画を有している市区町村においては、「1.スポーツ振興法（旧法）」に基づく計画が 81.7%、「2.スポーツ基本法（新法）」に基づく計画が 12.7%である。

図表 168：市区町村におけるスポーツ政策に係る計画に基づいている法律（全体）

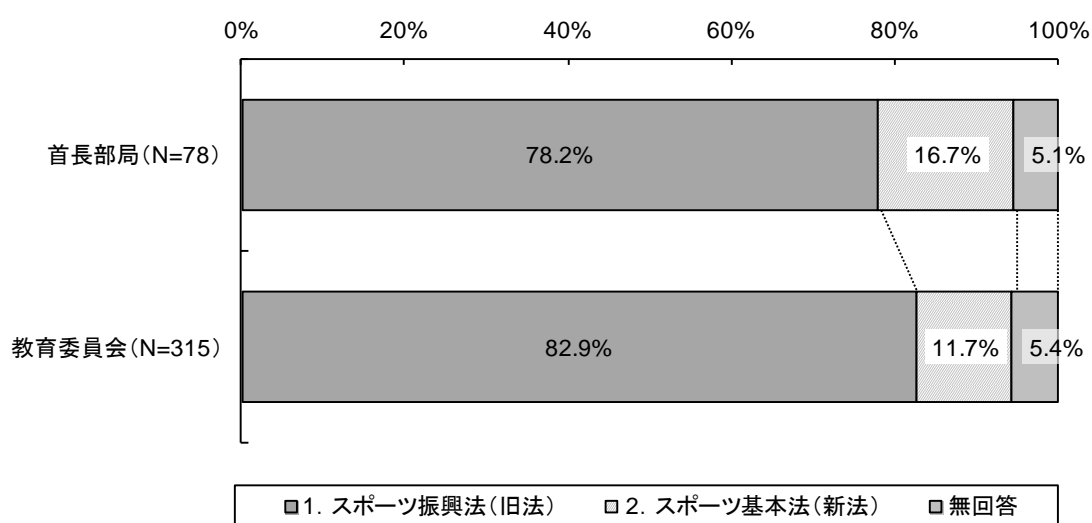


(ii) スポーツ政策の主管部局別

スポーツ政策に係る計画を有している市区町村を主管部局別にみると、「首長部局主管市区町村」においては、「1.スポーツ振興法（旧法）」に基づく計画が78.2%、「2.スポーツ基本法（新法）」に基づく計画が16.7%である。

「教育委員会主管市区町村」においては、「1.スポーツ振興法（旧法）」に基づく計画が82.9%、「2.スポーツ基本法（新法）」に基づく計画は11.7%である。

図表 169：市区町村におけるスポーツ政策に係る計画に基づいている法律
(主管部局別)

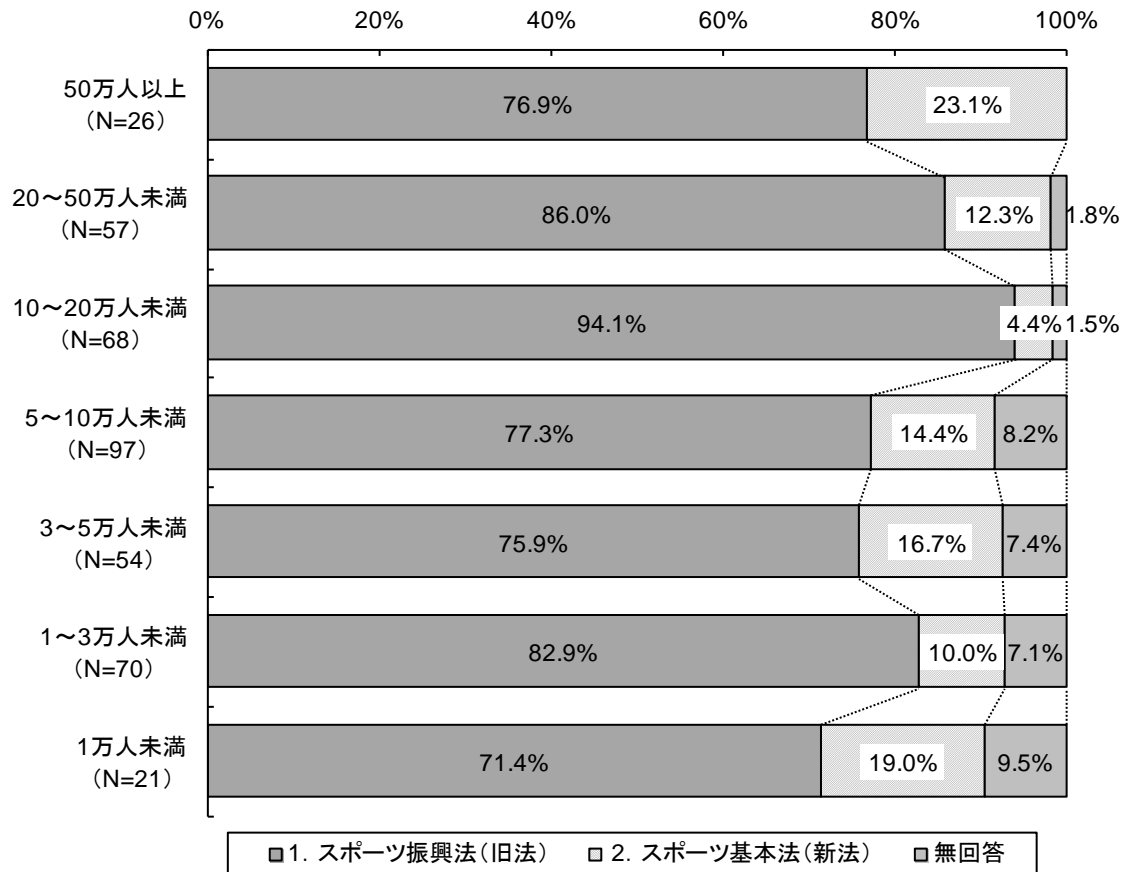


(iii) 人口規模別

スポーツ政策に係る計画を有している市区町村を人口規模別にみると、市区町村におけるスポーツ政策に係る計画に基づいている法律はどの人口規模においても「1.スポーツ振興法（旧法）」の割合が最も大きい。

「1.スポーツ振興法（旧法）」に基づいている割合が最も大きいのは人口「10～20万人未満」である（94.1%）。「2.スポーツ基本法（新法）」に基づいている割合が最も大きいのは人口「50万人以上」である（23.1%）。

図表 170：市区町村におけるスポーツ政策に係る計画に基づいている法律
（人口規模別）



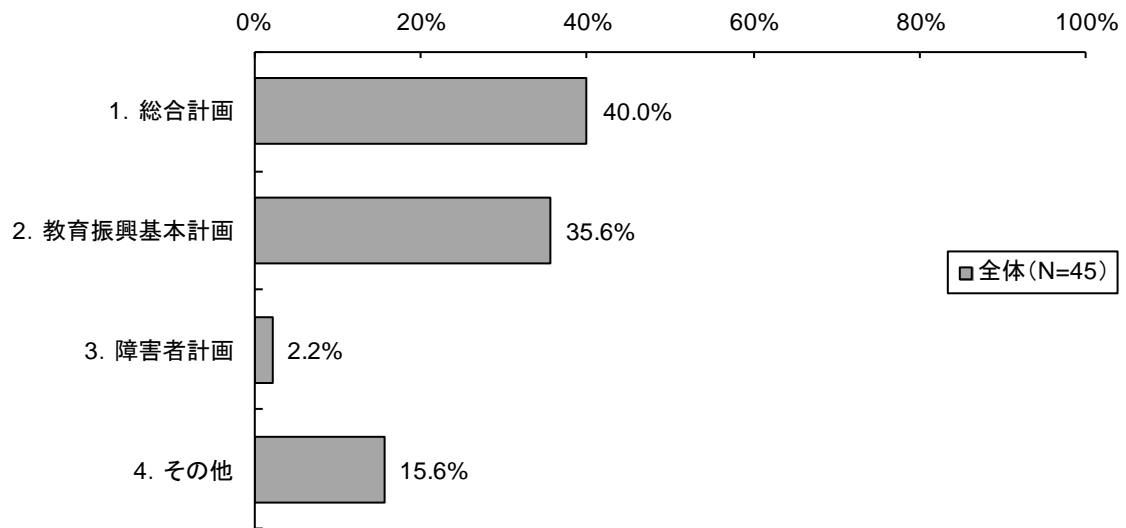
(イ) 国の方針以外に基づく計画等

① 都道府県

(I) 全体

スポーツ政策に係る計画を有している都道府県においては、国のスポーツ基本法や基本計画以外に、現行計画の策定に際して基礎とした計画等は、「1. 総合計画」の割合が最も大きく、40.0%である。

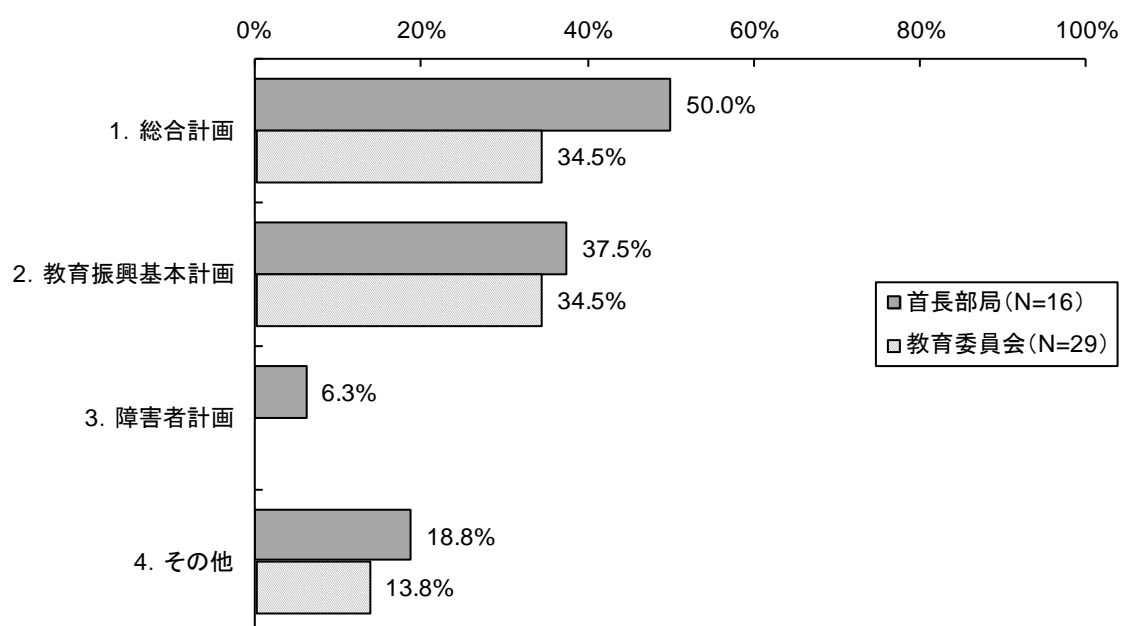
図表 171：都道府県における国の方針以外に基づいた計画等（全体）
（複数回答）



(Ⅱ) スポーツ政策の主管部局別

スポーツ政策に係る計画を有している都道府県について、国のスポーツ基本法や基本計画以外に、現行計画の策定に際して基礎とした計画等を主管部局別にみると、スポーツ政策の主管部局に関わらず「1.総合計画」の割合が最も大きく、次いで「2.教育振興基本計画」の割合が大きい。また、「4.その他」の回答の例として「スポーツ立国戦略」がある。

図表 172 : 都道府県における国の方針以外に基づいた計画等 (主管部局別)
(複数回答)



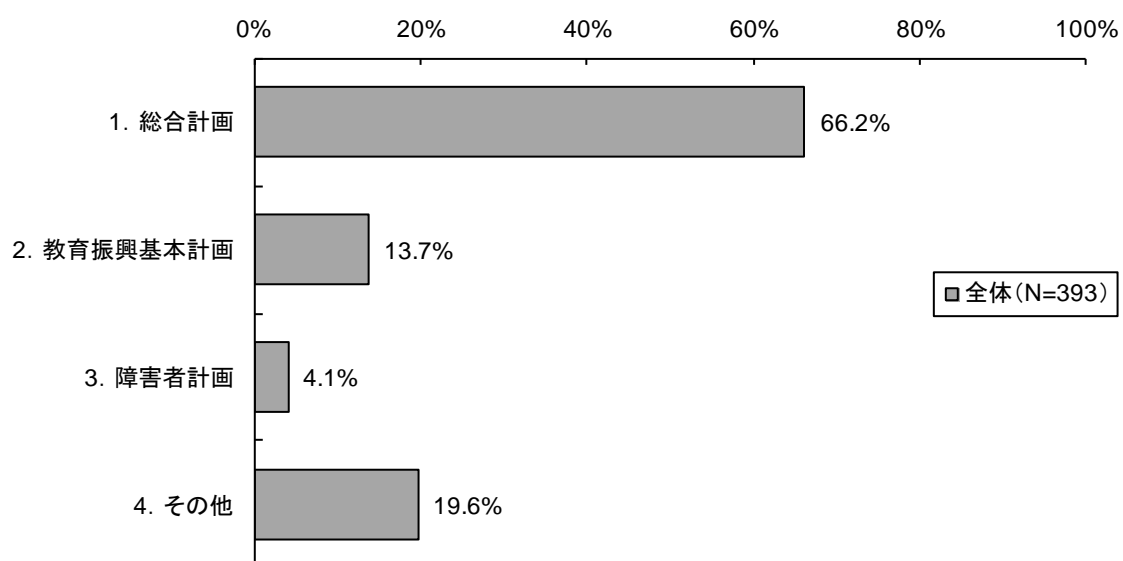
② 市区町村

(i) 全体

スポーツ政策に係る計画を有している市区町村においては、国のスポーツ基本法や基本計画以外に、現行計画の策定に際して基礎とした計画等は、「1. 総合計画」の割合が最も大きく、66.2%である。

「4.その他」の具体回答例として、「県のスポーツ政策に係る計画」がある。

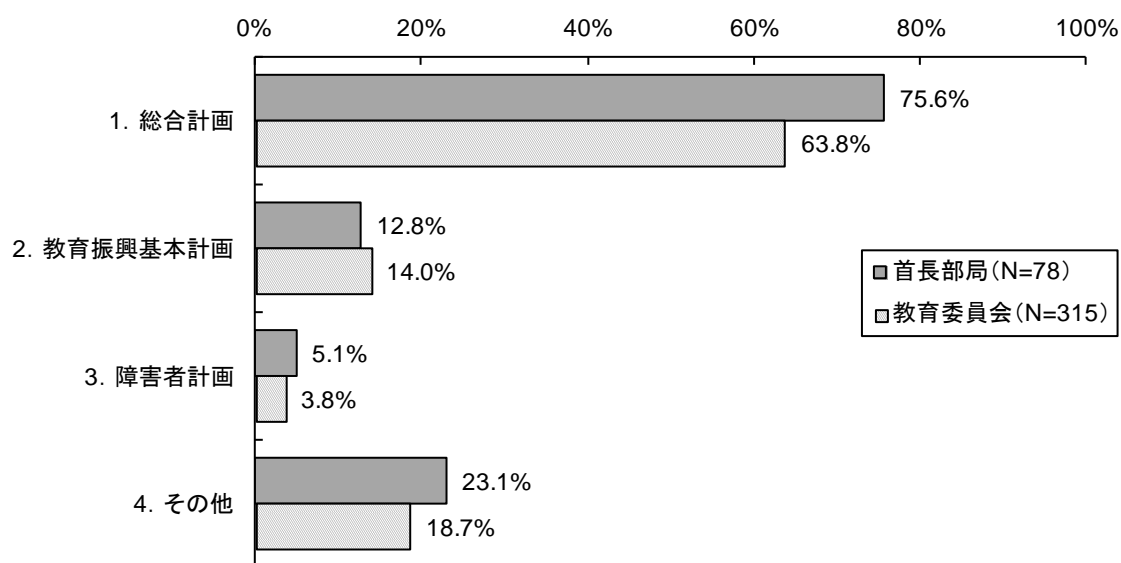
図表 173：市区町村における国の方針以外に基づいた計画等（全体）
（複数回答）



(ii) スポーツ政策の主管部局別

スポーツ政策に係る計画を有している市区町村において、国のスポーツ基本法や基本計画以外に、現行計画の策定に際して基礎とした計画等を主管部局別にみると、スポーツ政策の主管部局に関わらず「1.総合計画」の割合が最も大きい。

図表 174：市区町村における国の方針以外に基づいた計画等（主管部局別）
（複数回答）



(iii) 人口規模別

スポーツ政策に係る計画を有している市区町村において、国のスポーツ基本法や基本計画以外に、現行計画の策定に際して基礎とした計画等を人口規模別にみると、どの規模においても「1.総合計画」の割合が最も大きい。

図表 175：市区町村における国の方針以外に基づいた計画等（人口規模別）
（複数回答）

